

高知県訪問介護サービス効率化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県訪問介護サービス効率化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、中山間地域にサービス提供を行う訪問介護事業所の業務負担の軽減及び効率化を加速させるため、訪問介護事業所（以下「補助事業者」という。）が行うデジタル化に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（施設、機械及び器具をいう。）は、

補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
 - (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを補助事業者及び契約の相手方としないなど、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じなければならないこと。
 - (8) 補助事業者に県税の滞納がないこと。
- 2 知事は、補助事業者が規則若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱等の規定又はこれらに基づく県の処分に違反したとき又は補助金を他の用途に使用したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

（補助事業の変更）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる事由により交付決定の変更を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金を増額又は20パーセントを超えて減額しようとするとき。
- (2) 事業実施内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的の遂行に変更をもたらすものでなく、かつ、軽微な変更である場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（遂行状況の報告）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の1月29日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったとき、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつて

は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の公開)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1項第1号及び第4号から第6号まで並びに第2項、第9条第3項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費及び補助率等

事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助上限額
在宅サービスのみを運営する法人の訪問介護事業所（注1） ただし、中山間地域（注2）にサービス提供を実施する事業所に限る（注3）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護記録の音声入力ソフト導入経費 ・上記ソフトと一体的に使用するためのパソコン、タブレット等の情報端末購入経費 	定額	1事業所あたり3,000千円 （なお、音声入力ソフトは2,500千円以内、情報端末は1台あたり100千円以内とする）

- （注）1 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスを提供する訪問介護事業所を指す。
- 2 この要綱において、「中山間地域」とは、次のいずれかに該当する地域をいう。
- ・離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
 - ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域
 - ・半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
 - ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- 3 令和8年7月3日から令和9年1月29日の期間で中山間地域にサービスを提供する予定の事業者を含む。この場合、実績報告時に当該期間中に中山間地域へのサービス提供を行った実績を証する資料を提出した事業者に限る。

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。